

平成 28 年（行ウ）第 84 号  
 大東市灰塚配水ポンプ室談合損害賠償請求事件  
 原告 光城 敏雄 外4名  
 被告 大東市水道事業管理者職務代理者

平成 29 年 6 月 16 日

### 準備書面(5)

大阪地方裁判所 第7民事部 合議2係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 俵 正市



(主任) 弁護士 寺内 則雄



頭書事件について、被告は、訴え変更申立書及び原告準備書面(3)に対し、以下のとおり弁論を準備する。

#### 記

準備書面(4)第1の3(3)で主張したとおり、大東市水道事業における工事は専ら土木工事に関するもので、建築工事はほとんどなかったことから、業者である株式会社関西コンサルタント（以下、株式会社を略す）に灰塚配水ポンプ室築造工事（以下、本件工事）に係る設計書の作成を委託し、同社作成の設計書に基づいて、当局において入札にかかる設計書を作成した。

そのため、平成25年8月29日の入札公告日時点では、原告が主張する次亜塩素酸ナトリウム貯蔵室、ポンプ室全体における機械設備工事（機器設置・配管工事）、電気設備工事（空調・換気電源・コンセント設備工事）、電気設備工事（照明設備工事）が

脱漏している事実を把握できていなかった。

そして、大東市水道事業において上記工事が脱漏している事実を確認できたのは、準備書面（4）第1の3（3）で主張したとおり、入札公告後の平成25年9月25日である。

その後の対応については、準備書面（2）第2の1のとおり、関西コンサルタントから設計書の一部に漏れがあるとの申し出があり、その漏れの内容が当初設計金額1億4882万0000円（税抜き）に対して、概算で400万円～500万円追加になるとのことであった。そして、この追加工事は、本件工事の主要部分でなく、入札参加者の利害に影響するものでないと判断し（乙6。現に、入札参加者から異議の申し立てもない），公告どおりに入札を執行し、工事着手後に追加工事を設計し、本件工事の契約を変更することとしたものであり、原告らが主張するように意図的に追加工事を隠蔽して入札を実施したものではないことは言うまでもない。

以上